

「今、米国民事訴訟費用の6～7割が ディスカバリーに割かれています」



大平恵美（おおひら えみ）氏
カリフォルニア州弁護士、日本弁理士。米国弁護士と日本の弁理士のキャリアを活用し、DSA Legal Solutions, Professional Corporation（弁護士法人）の代表として、日本企業が米国で適切に戦うべく、ディスカバリーを含む訴訟支援等や平常時の情報管理等の強化のためのコンサルティングを手掛ける。

佐々木 とはいえ、NPEに訴えられれば大きな訴訟負担になることは確かです。彼らは、自ら生産活動を行いません。事業会社同士の特許紛争においては、訴えられた企業が、自社の特許を侵害している相手方の別の製品を探してクロスライセンス契約に持ち込み、訴訟の回避や損害賠償額軽減に導くのですが、生産活動を行っていないNPEには、その手法が通用しません。

また、裁判になれば、アメリカの民事訴訟特有の制度であるディスカバリーに対応しなければなりません。

慣れないeディスカバリーに つまづく日本企業

とききました。

NPEは資本力を背景に特許を買い集め、自らの特許に抵触すると思われる企業を相手に訴訟を起こして賠償金や和解金を獲得し、収益を上げるのが目的の組織です。

彼らが暗躍できるのはなぜか。それは、「完全オリジナルな技術」というものは、そうあるものではないからです。特許はさまざまな過去の技術開発の上に成り立つもので、特にIT分野ではそれが顕著です。NPEはそこを突いてくるのです。

佐々木 デイスカバリーでは、まるでカードゲームのように「この資料を出してください」「じゃ、次はこれ」というように、方向性なく、また限のない要求が続きます。求められる証拠は出さなければならぬため、コストコントロールが非常に難しく、調査費用はふくらみがちです。

特に、eディスカバリー（電子証拠開示）に日本企業は悩まされます。原告・被告側双方が証拠収集のために相手方に証拠の開示を求める手続ですが、求めるほうは「……に関する証拠」などと漠然な指定でよいのですが、求められた側は資料を素早く絞り込んで提出しなければ、不利になってしまいます。

大平 アメリカでは訴訟費用の6～7割までがディスカバリー関連と言われるほど、負担の重い分野です。さらに、日本企業の場合、担当弁護士のためになされる日本語の書類の翻訳費用が高みます。また、訴訟に慣れていないため、不要な書類の電子化費用まで支払うような無駄も目につきます。そもそも米国では、特許権侵害訴訟は「交渉の一態様」のように考えられており、日本企業も、そのスタンスを貫いて対応することが重要だと思えます。

佐々木 デイスカバリーでは、まるでカードゲームのように「この資料を出してください」「じゃ、次はこれ」というように、方向性なく、また限のない要求が続きます。求められる証拠は出さなければならぬため、コストコントロールが非常に難しく、調査費用はふくらみがちです。

eディスカバリー・ツールの利用に

〔対談〕 知財訴訟と リーガルテクノロジー の今

グローバル情報競争の中で、知財を制する者が世界を制する時代。

今こそ知財訴訟で正当な主張をし、企業の真の「財産」である知財を守るべき。そのためには、積極的な訴訟戦術の構築とリーガルテクノロジーを活用した企業戦略が必須だ。

大平恵美

DSA Legal Solutions, Professional Corporation 代表取締役社長
カリフォルニア州弁護士・日本弁理士

佐々木隆仁

AOS リーガルテック株式会社代表取締役社長



知財の時代、 リーガルテクノロジーの時代

佐々木 グローバル化が進む世界の中で、自社の特許や営業秘密などの知的財産権を守るために防御を固め、場合によっては戦いに勝つこと。これこそが、真の「知財立国」を実現できるかどうかの分かれ目であり、我が国の将来を左右しかねない非常に重要な問題です。

リーガルテクノロジーとは、IT技術を使った法務全般を指します。デジタル・フォレンジックなどの技術を用いることで、営業秘密が漏洩した際の経路の探索や米国民事訴訟法で要求される広範な証拠開示（ディスカバリー）のための証拠探索などに大きな力を発揮しています。

アメリカでは電子法務の最新技術情報などを、法務担当者と共に共有する「リーガルテック・カンファレンス」が盛況ですが、このたび、弊社AOSリーガルテックとレクシスネクシスジャパンの共催で日本初の「リーガルテック展2013」を開催できたことは大きな喜びでした。当日は大勢の法務担当者の方々にお会いでき、関心の高さと切実さを改めて知らされた思いです。

本カンファレンスでは、知財各分野の第一人者にお集まりいただき、喫緊の課題である「営業秘密漏洩対策」「特許不実施主体（NPE・Non-Practicing Entity）の知財訴訟対策」を中心とした最新情報をお話しいただきましたが、日本企業としては、まだまだ危機感を持つには至っていないのではないのでしょうか。アメリカを拠点に、日本企業の知財訴訟や紛争解決をサポートされることが多い大平先生はどうご覧になりましたか。

大きく動く世界の知財戦略と NPEのありかた

大平 NPEは、蔑称として「パテント・トロール」と呼ばれていますが、世界の知財戦略は様変わりし、今や、単純な悪とは言えなくなりました。日本企業はもつとNPEの戦略を分析し、アメリカ民事訴訟の実際や知財管理のあり方を考え、賢い対処をする必要があると痛感しています。

佐々木 訴えられた企業には嫌われるNPEですが、一方でその特許を保護し、知財の価値を最大化させているのも事実です。現在では「知財投資ファンド」のような性格も帯び

しかも、開示がうまくできなければ、訴訟上の不利のみならず、制裁を受ける場合すらあるので、「必要な情報をいかに効率良く絞り込むか」がとても重要なのです。

浜辺の砂粒ひとつを探す リーガルテクノロジー

佐々木 知財訴訟では、対象の知財が社内でのように生まれたか、他社の特許に抵触しないかを事前にリサーチしたかどうかなどについて記載されている書類の提出を求められることがあり、関連する書類を探索します。



佐々木隆仁（ささき たかまさ）氏
AOS リーガルテック株式会社代表取締役社長

「メールの一片が訴訟の帰趨を決める ことも。膨大な電子データの中から 証拠を探し出すには、 リーガルテクノロジーが不可欠です」

当たっては、訴訟を担当する弁護士とベンダがうまくコンビネーションしないと、目指すデータは検索できませんし、コストも下がりません。アメリカの弁護士と下請ベンダを「お任せ」で使うと、非常に高額な費用請求をされがちです。

日本企業は、 主体性を持って知財防衛を

大平 日本企業には「訴訟は避ける」という文化が根強いので、主体的に動いて機先を制するというよりも、訴訟に巻き込まれていくといったことの方が多くですね。訴訟において大切なことは、目をそむけず、相手方が何を求めているかを見失わないことです。

NPE側の目的はあくまで金銭なので、訴訟のどこかで必ず、ぎりぎりの和解金を提示してきます。

もつとも、これらNPEに対する一番有効な手段としては、訴えている相手の特許を無効にすることはよく知られています。先ほどの佐々木さんのご指摘を裏返せば、NPEの持つ特許もまた、完全なオリジナルではありません。ですから、特許自体に新規性や非自明性がない技術であるなどと証明すればいいのです。

アメリカの特許審査体制は不十分な側面があり、本来なら特許性が無いものにも特許が認められて訴訟に使われているのがあります。「リーガルテック展2013」でデイヴィッド・L・ファーマン米国弁護士が紹介された、新しい「当事者系レビュー制度」（8〜9頁）は、異議申立の門戸を広げることにより適正化させようという政策変更です。

佐々木 多くの特許が生まれ、その特許そのものをビジネスとして活用するビジネスモデルが確立されている以上、アメリカで物を売っている日本企業が訴えられること自体は不可避です。先行技術文献を探し、相手の主張する特許を無効化するのが対抗策としての王道ですが、それは別に、企業判断として「安くすむなら和解金を払う」という選択肢もあり、難しいところですね。

大平 訴訟費用の高騰に悩んでいるのはアメリカの企業も同じで、裁判所では、費用と時間を抑える改革に取り組んでいます。開示対象のキーワードや証人の数を絞り、それ以上の立証を求める場合は費用負担を転嫁する「モデル・オーダー」（16〜17頁）がそれで、この動きはさらに広がるでしょう。

知財の「食わず嫌い」は やめよう

佐々木 知財情報化社会の中で、「知財は資産である」という考え方が世界的にクローズアップされてきました。現状では、特許自体に資産価値はありません。取得には費用がかかりますが、特許自体の価値はゼロです。ロイヤリティ収入は契約の結果であり、それで特許自体の価値が高まるわけではありません。ところがNPEのビジネスモデルは、特許訴訟によって、特許そのものに価値を与え、収益を得ようとするもので、そこには「知財の資産化」というパラダイムシフトがあります。

大平 今まで眠っていた知財を活用した、新しい収益モデルと捉えられますね。

佐々木 今こそ、「知的財産権とは何か」という、本質の議論をすべきです。「知的財産権を利用した人は、持っている人に対して、対価を払わなければならない」。誰でもわかる理屈ですが、そのことをしっかりと意識した上で知財を権利化し、対策しなければ、侵害もされ、取られもする。それが、これからの時代の趨勢です。



「本来の目的を離れ、証拠開示で ライバル企業の情報を入手するため 民事訴訟を起こす事例もあります」

知財を「国富」にする 努力が、今こそ必要

佐々木 今、世界は知的財産権の争奪戦状態です。「リーガルテック展2013」で、経産省の中野美夏氏が話された「営業秘密漏洩」の問題（6〜7頁）も、この中に入ります。我が国の企業、そして国家に知的財産権の問題意識が弱ければ、ライバルは法を犯してでも取りに来る。これが、世界の現実なのです。

大平 自社に必要な、相手方の情報を取るためだけに相手方を訴え、デイスカバリの証拠開示を利用するということさえ行われるようになっていきます。このことに気付いた一部の日本企業は、すでにアメリカで相手方の企業を訴えています。世界の「情報戦」は、すでにそういうところまで来ているのです。

NPEを「単純悪」と決めつけたら、米国企業が日本の知財を奪いにくる、といった認識は早急に改めるべきです。スタンフォード大学やカリフォルニア工科大学、マサチューセッツ工科大学など、世界的に技術の先端に行く大学も、今や、自らが知財を防衛し、訴訟も手がけています。東京大学の玉井克哉教授は、大

学改革と知財政策、それぞれの歴史を紐解くことで、日米の知財に対する考え方が、どこでどのように違ってきたのかについて、詳しくお話くださいました（14〜15頁）。

佐々木 今、我が国のTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉への参加のあり方が議論されていますが、焦点とされる農産物や工業製品などは、フォロワーである新興諸国にキャッチアップされており、貿易競争力はすでに乏しいと言わざるを得ません。関税による収益モデルは成り立たないのです。これは、成熟した国家が必ず歩んだ歴史を、日本もまたたどっているということにすぎません。今こそ知財を国の富にする仕組みを組み立てること、それが国家的急務だと思います。

「日本版NPE」は 作られるのか

佐々木 我が国では「NPEはけしからん」という議論ばかりが聞こえてきますが、ヘンリー幸田氏によれば（12〜13頁）、NPEは金融の手段であり、知的財産権を富に変換し、増やす活動だといえます。韓国はすでに国営のNPEを持っており、問題はあまるもの、すでにそこに挑戦

しているのです。今こそ、「日本版NPE」への議論をすべきなのです。そもそも、「パテント・トロール」という会社は存在しません。それは、訴えられた側が訴えた側を指して、そう言っているにすぎないのです。NPEが言っていること自体は、基本的には正当な権利の主張であるということ、必ず押さえおくべきでしょう。

証拠を得ること、 それが知財で世界を生きる道

佐々木 権利侵害を訴えるには証拠が必要です。たとえば、悪意を持った情報窃盗の場合、たいいてい痕跡が消されています。優れたリーガルテクノロジーは消されたデータをも復元し、証拠を見つけ出す技術です。たった一文のメールでさえも裁判の流れを大きく変えます。リーガルテクノロジーは、正しい活動を行っている企業にとつて必要不可欠なものなのです。

知財を守るためには、世界を相手に戦わなければなりません。国際司法のルールに合わせた自国の法整備を急ぎ、知財を収益化しなければ、この国の未来はない。このように私たちは考えています。



営業秘密保護の現状と課題

先進国で問題になっている営業秘密の漏洩。我が国では不正競争防止法と経産省「営業秘密管理指針」を基に各企業が漏洩防止策をとっているが、いまだ十分とは言えない。より積極的な国の取り組みと同時に、企業は「自社の秘密とは何か」「どうしたら守れるか」を現実に即し、社員の立場に立って考える必要がある。

中野美夏

経済産業省知的財産政策室総括補佐

世界に走る 営業秘密漏洩の衝撃

営業秘密保護は、産業競争力保持の観点から重要な問題です。経済産業省は、営業秘密の管理について「営業秘密管理指針」を定め、不正競争防止法で刑事罰を含めた保護の対象にしていますが、近年、営業秘密漏洩に世界的な関心が高まっており、その中でフォレンジック技術は非常に重要な位置を占めるようになってきました。

2012年7月に米国議会で行われた産業スパイに関する証言で、「営業秘密漏洩に関する米国の被害額は130億ドルを超える」と報告され、大きな衝撃が走りました。ドイツなど欧州各国でも同様の事案が報告され、世界中で技術やノウハウを持つ企業が、漏洩のリスクにさらされていることが明らかになりました。営業秘密保護の必要性は、日本だけでなく、先進国共通の課題なのです。

さらに13年2月、米国政府は新たに「営業秘密保護戦略」を発表。営業秘密窃盗が米国企業の競争力と雇用を損なうことから、外交手段によって国外からの窃盗を防止し、刑事訴追の強化など必要な法改正を行

い、同時に産業界にも対策を求めるとする国家ぐるみの取り組みで、これがホワイトハウスの文書として発表されたところに政府の危機感を感じます。

我が国には、営業秘密保護のための独立した法律はありませんが、不正競争防止法の平成2年改正で民事保護規定を、平成15年改正では営業秘密侵害罪を新設して刑事罰の対象にするなどの保護強化を進めてきました。しかし、米国の経済スパイ法で年間10件程度の摘発実績があるのに比べ、我が国の取り組みに実効性への疑問の声があるのも事実です。民事では過去15年間毎年10件程度、刑事では09年に2件立件された程度でした。他方で最近では警察の取り組みも変わり立件が増加傾向にあります。何か問題がある場合には、警察への相談も有効といえるでしょう。

営業秘密保護を守る 強い意思の浸透が必要

では、営業秘密の管理はどのようにすべきでしょうか。頭の中にある情報や身に付いたノウハウ自体は、直ちに営業秘密とはいえません。企業がそれらを特定し、秘密管理することによって、初めて営業秘密とな

「何が営業秘密なのかをはっきりさせ、具体的保護策を社員に示すことが大切です」

中野美夏（なかのみか）氏
2000年通商産業省（当時）入省、2012年より現職。

るのです。具体的には、情報にアクセス可能な社員を制限したり、秘密であることを明示することで、社員がそれと認識できる手段をとることが必要になります。

企業の営業秘密管理状況についてアンケートを行ったところ、6割の企業が「秘密管理をしている」と答え、営業秘密管理は定着しつつあると考えています。他方で、文書の管理と比べ、人の管理が弱い印象を強く持ちます。漏洩のほとんどは人を通じて起きています。つまり外部からハッキングされるのではなく、中途退職者や従業員から漏れているケースが多いのです。民事訴訟の内容分析からも同じ結果が出ており、各企業においては、内部からの情報漏洩対策がとても重要なのです。

従業員の心理に働きかける対策を

まず必要なのは、営業秘密管理ルールの遵守です。ルールを整備している企業は多いのですが、運用の問題点が目につきます。情報セキュリティ面ではIDやパスワードによる社員への権限設定が行われますが、実際には正当なアクセス権限を持つ社員の情報持ち出しが多く、ルール

の厳格化だけでは足りないという印象です。アンケートによると、社員にとってはふだんのアクセスを監視されていることが漏洩防止に有効だと考えられていますが、管理者は、社員を監視するところまでは考えていないという認識ギャップがあり、これらを埋めるのも課題です。

不正競争防止法は、特定の要件の下では、情報を取得した段階から刑事罰の適用が可能な法律構成となっています。このため、アクセスやダウンロードの状況をしっかりと記録し確認すること、そして「アクセスは監視されている」ことをちゃんと社員に知らせることが重要です。「情報管理に社としてしっかり取り組む姿勢を見せる」ことが従業員に不正を起させないために最も有効だと感じています。社員は、企業の本気をすぐ見抜いてしまうためです。

また、漏えいが生じた時に、そもそも「どの情報が秘密保持の対象だったのか？」という点が後から問題になることがしばしばあります。秘密保持契約を締結する際に、どの情報が対象となるか社員が上司と一緒に確認する、技術職のOBなどは退職後でも必要であれば情報漏えいをしないよう注意喚起できるよ

うな良好な人間関係づくりも、漏洩を防ぐカギだと考えます。そして、万が一漏えいが起きた場合の証拠を確保する手段としては、デジタル・フォレンジックの利用が有効です。

ルールを厳正に運用し、正しい社員を守る

しばしば、営業秘密保護強化は時代に逆行するのではないかと、人材の流動性の抑制につながり、イノベーションを阻害するという議論があります。しかし、これらは同一に論じるべきではありません。米国の企業では、「情報は必要な人だけにしか見せない、出るときには情報を持たせない」を原則に、「社員による不正が疑われる場合には、コンプライアンス部門への通報が企業と自らの雇用を守る」という強いメッセージを従業員に出しています。正しい社員は守るが、ダメなものはダメという、毅然とした態度が必要です。

13年6月、知的財産戦略本部が「知的財産政策ビジョン」を発表しました。政府は、営業秘密の保護を企業に任せきりにせず、関与をより深めるべきという問題意識のもと、官民がさらに議論し保護を強化していく時ではないかと感じています。





改正米国特許法 施行後の 米国特許訴訟

当事者系レビュー制度と 特許不実施主体 (NPE)

特許権侵害訴訟を提起された際に効果的な手段として、その特許権の有効性自体を争い、異議申立する方法がある。「パテントキラー」の異名をとる
ファーマン外国法事務弁護士による、
利用しやすい新制度の仕組みと運用実績の最新レポート。

デイヴィッド・L・ファーマン

モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所
東京オフィスパートナー

訴訟費用削減に 期待がかかるIPR

2012年9月、リーヒ・スミス米国発明法(AIA)に基づいた、従来の当事者系再審査制度に代わる新たな手続、「当事者系レビュー制度(IPR: Inter Parties Review)」が始まりました。

IPRは、従来の当事者系再審査制度があまり有効でなかったとの反省のもと、裁判手続よりも低コストな行政上の手続で、かつディスカバリなどの手続を導入することで、莫大な時間と費用がかかるこれまでの特許訴訟のコストを大きく下げるメリットがあります。この制度新設に当たってはホワイトハウスが、「不必要な訴訟に代わってコストが安く、技術革新や雇用創出に注力でき」というプレスリリースをわざわざ出すほどの念の入れようで、オバマ政権が知財訴訟の正常化に大きな期待をかけていることが伺えます。

異議申立のハードルが下がり ディスカバリも抑制的に

IPRは、従来の制度が審査官による再審査であるのに対して、特許審判部(PTAB)による審査となったのが特徴で、抗告は連邦巡回区控

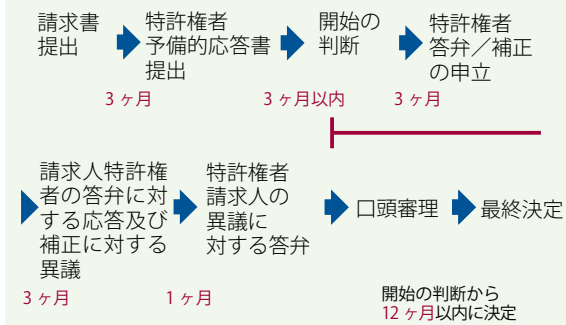
訴裁判所(CAFC)で行います。これまでと異なり、請求書の提出から起算して18ヶ月、審判開始の判断から12ヶ月以内に審理を終了させるよう設計されていますので、迅速な解決が望めます。

新しい制度は、どんな特許についても利用可能ですが、請求の根拠は新規性、非自明性の欠如に限定されます。手続の開始基準として、請求されるクレーム1つ以上について請求人の主張が合理的な見込みが必要ですが、従来よりはハードルが下がり、利用しやすくなりました。

当事者系レビューの手続は、まず請求書を、専門家供述書とともに提出することから始まります。それに対して特許権者側からは、予備的応答書が提出されます。審判部は両者の資料から、クレーム及び審理の理由を提示することで争点整理を行い、ここで一度、和解を勧奨します。同時に審理日程に関する命令を発し、審理を開始します。

次に、特許権者側専門家による答弁と、限定的補正の申立が行われます。クレームに対する補正申立は、従来の当事者系再審査制度では限定なく行われていましたが、IPRでは1つの代替クレームに限ってのみ認められます。それに対して請求人

■当事者系レビュー制度 (IPR) のあらまし



David L. Fehrman 氏
カリフォルニア州弁護士、外国法事務弁護士、
Morrison & Foerster LLP 東京オフィスパートナー。エレクトロニクス・半導体・電気機械、ソフトウェア関連技術に関する特許権侵害訴訟、IPRなどの米国特許商標庁 (USPTO) への不服申立などで30年以上の豊富な経験を誇り、特許権を消滅させ、訴訟で非侵害の略式判決を勝ち取る手腕は「パテントキラー」としてその名が轟いている。

が応答し、クレーム補正申立に対して異議を申立て、さらに特許権者がこの異議に対して答弁します。

これらの手続を経た後に口頭審理が行われますが、その範囲は有効性に限定されます。ディスカバリは書証・特許権者側の専門家の供述録取・表明された立場と矛盾する関連情報に限り、専門性と先行技術のテーマに集中して進められます。これらの審理は公開で行われ、生の証言は認められません。

この段階で再び、和解の可能性が探られます。ディスカバリでお互いの手の内が見えてくると、だいたい結果が見えてきます。たとえばNPEは、たいていひとつの特許に対して多数の企業を提訴しますが、その特許の再審査を申し立ててきた相手の根拠が非常に強いものだとかれば、NPE側が想定した賠償額は得られないとわかるので、訴訟を続行する意欲は失われます。また、手続のどこでも和解が整えば最終させることができるのも利点です。従来の当事者系再審査制度が、特許商標庁が公的機関であることから当事者間の和解ができて手続を終了することができないのに対して、これはIPRの大きなメリットです。口頭審理は半日ぐらいで終わります。

すが、和解の合意に至らなければ、最終決定に持ち込まれます。判断のポイントとされているのは特許の有効性ですが、有効性に関しては「証拠の優越性」の基準を適用して判断されます。訴訟(サマリージャッジメント)では「明確かつ説得力のある証拠」が必要とされますが、特許商標庁での手続は裁判所での手続とは違い、特許権者による特許権に係る請求項の補正ができるため、証明のレベルが緩やかになっています。実際の運用ですが、この制度が発足してからまだ1年なので、特許権者寄りの決定が多いのか、申立人寄りの決定が多いのかはまだ判断できない時期ではありませんが、訴訟よりもかかる費用も時間も少なく済むIPRは、侵害訴訟で被告となる可能性のある当事者にとって、魅力的な選択肢の1つだと言えます。

500件近い利用で 成果は上々

発足して丸一年が経過したIPRですが、大きな効果を上げていると評価していいでしょう。

最初の一年間のIPRの請求は486件を数え、そのうち審理開始判断の対象となった請求の総数は200件で、そのうちすべて又は一

部のクレームについて審理開始が決定された請求数は156件(78%)に上ります。最終的には提起された無効理由のうち50%が審理の対象になっていきます。審理開始までの判断は平均5ヶ月と予想よりも短く、好調なスタートを切ったと評価できるでしょう。また、18件は審理開始前に和解が成立し、訴訟コストを下げ目的に沿った結果も出ています。

当事者系レビュー制度のメリットとして見逃せないのは、訴訟に与える影響が非常に大きいということ。審理係属中は裁判所によって訴訟が停止されるため、eディスカバリの費用を減らすことが可能です。実際にIPRの手続を開始された案件の70%で訴訟の停止が行われており、トライアル前にIPRが終了する可能性が高くなりました。NPEは訴訟が停止した段階で、訴訟戦術を繰り出せなくなるので影響力が低下します。訴えの根拠をなくすリスクを避けたいNPEと、有利な条件で和解することも可能になります。

このように、開始前の予想よりも利用されているのがIPRの現状です。有効性に焦点を合わせて判断されるため、しつかりとした根拠を提示できれば、迅速に決着を見ることができるといえます。

「大知財時代」をどう生きるか。それが我が国の課題です」

佐々木隆仁（ささき たかまさ）氏
1989年早稲田大学理工学部卒業後、大手コンピューターメーカーでOSの開発に従事した後、95年に独立。AOSテクノロジーズ社を立ち上げ、リーガル・テクノロジーを中心とした事業を推進。00年よりデータ復旧ソフト「ファイナルデータ」を発売し、01年日経優秀製品・サービス賞優秀賞日経産業新聞賞受賞。同年、データ復旧サービス「Data119.jp」を開始する。02年米国支社を設立し、法務IT推進会を発足。03年よりデジタル・フォレンジック事業に注力。10年より毎年、BCN AWARD システムメンテナンスソフト部門最優秀賞受賞。著書『デジタルデータは消えない』（幻冬舎）、『NPE訴訟と新知財戦略 日本企業が米国式特許ビジネスで成長するために』（幻冬舎、編訳）など。

訴訟を有利に進めることができるのです。eディスカバリについては、開示を求められた証拠が社内どこにあるか提示できなければさらに広範囲の証拠開示を求められ、結果として膨大な証拠開示コストを抱えることになりま。この、訴訟初期の対応こそがきわめて大切で、自社内の証拠のありかを把握し、和解するか争うかを決める早期訴訟評価(ECA: Early Case Assessment)が、証拠開示リスク軽減のため、非常に重要になるのです。フォレンジックなどのリーガルテクノロジーは、ここで大きな力を発揮します。

NPEの強みと弱みを知り他企業とも連携して対策を

NPEの訴訟対応には、まず訴状の内容を精査することが重要です。NPE側が請求金額の見積りを根拠なく倍額にしていて、敗訴した例もありません。

先にご紹介したとおり、根本的な策としては、米国特許商標庁(USPTO)の不服審査で特許自体を無効化し、特許権侵害の主張自体を無力化する方法があります。すでにデヴィッド・L・ファーマン氏が説

明されたように、12年特許法の改正で、異議申立制度である「当事者系レビュー制度」が使いやすくなりました。さらに、一度に多くの企業を訴えることを禁じ、企業ごとに異なる法廷出廷日を指定したのも、今回の法改正の目玉です。NPEもこれに對抗し、集団訴訟のように裁判官が訴訟をひとつにまとめることを見越して、NPE訴訟に慣れているテキサス州東部地区連邦地方裁判所に訴えを集中させる動きもあります。

一方で、訴えられた企業が結束手でNPEに對抗する動きも広がっています。合同調査を行い、共同で費用負担することで訴訟コストを下げることが狙いです。情報交換によって有益な情報が得られるメリットもありますが、抜け駆けして和解する企業が出て、戦略が筒抜けになってしまいうリスクも持っています。

大知財時代の「勝利の方程式」を

真正面からの戦いに必要なのは、専門家証人です。人脈を駆使し、よい専門家証人を探すこと。特許、損害賠償の第一人者か、財務の知識のある人物を立てられると有利です。また、コミュニケーション能力が高

い人材、つまり陪審員や裁判官にわかりやすく理解させるスキルがある人物であれば申し分ありません。

捌め手の手段として、法廷外でNPEの幹部に接触し、係争中以外の、売却できる特許の中に相手が興味を示すものがあれば売却し、ビジネス上の取引でwin-winに持ち込む「第三の解決」を目指したり、逆に、相手の弱点を積極的に攻めるやり方もあります。先にも紹介しましたが、一度に数十社に対して特許権侵害の訴訟を起こす関係上、分析が手薄なこともあります。そこを突いて合理的な根拠がないと立証できれば、形勢は逆転し、今度は自社から、NPEに対する損害賠償請求をすることさえ可能になるのです。

NPEとどう対峙するか。それは、今後の我が国知財戦略への根本的な問いになります。我が国がTPPに参加すればリーガルマーケットの緩和は必至で、グローバルビジネスにおける「勝利の方程式」が必ず求められます。我が国の企業が持つ知財は日本の潜在的な価値ですが、権利主張しなかつたり侵害されたままなら、収益の機会をみすみす逃すことになる。そのことを国を挙げて、真剣に考えるのは、まさに今なのです。

知財訴訟に活用されるリーガルテクノロジー

知財訴訟は、単なる言いがかりや権利侵害ではない。そのままでは無価値だった知財に価値が与えられ、再評価されるという面がある。だからこそ、戦略的ディスカバリなどの訴訟戦術が欠かせない。企業の膨大な電子ファイルの中から証拠を探し出すリーガルテクノロジーは、企業に眠る知財に命を吹き込む触媒ともなる可能性を秘める。

佐々木隆仁

AOSリーガルテック株式会社代表取締役社長

NPEは、なぜ裁判に訴えるのか？

最近注目のNPEは、自らは製品の製造やサービスの提供を行わず、ノーリスクで企業を訴えることができる特殊な存在です。近年、訴訟技術に長けたNPEによる特許侵害訴訟は増え続け、プライスウォーターハウスクーパーズの統計によると、特許訴訟の件数は2011年には61%までがNPEによるものとなり、損害賠償金額は従来の事業会社同士の特許侵害訴訟に比べ2倍に達していることが問題となりました。

それでは、NPEは「悪」なのでしょうか？ 私は、そうとも言えないと思っています。なぜなら、NPEが特許を知財として買い取り、そこから最大限の収益を得ようとすることで、特許権者の権利を守る役割を果たしているからです。米国トップのNPEであるインテレクチュアル・ベンチャーズ社はビル・ゲイツが投資している企業として知られ、世界10ヶ国で800名のスタッフを抱えて次々に特許を取得。取得した知財は3万件を数え、50億ドルの資産規模を持つと言われています。今やNPEのあり方は、その国の

知財戦略の一端を担うものと言えます。そこを見落としての感情論は、本質を見失いかねません。

企業を揺さぶる訴訟戦略

一般的に訴訟は、他の問題解決の可能性を検討し尽くしたのち、やむを得ない手段として使われるものですが、NPEはその性格上、最初から裁判を起こしてきます。訴えられた企業では、訴状が届いて、初めて自社がターゲットになったことを知るので。NPEは、巧みな訴訟戦術で企業を揺さぶります。一つの特許に抵触すると見る多数の企業を一斉に提訴するのが戦略ですが、早期に和解した企業を優遇するライセンス料率を設定して企業の動揺を誘ったり、被告企業が特許権侵害を認めると、直ちにライセンス契約を結ぶよう厳しく迫るなど、さまざまな手段を駆使してきます。このような切り崩しに力を注ぐのは、訴えた企業群から、いち早く和解する企業を見つけ出すためです。和解する企業が現れると、争おうとする企業は自ら特許権侵害がないことを証明する責任を負わなければならないため、NPEは

「世界は今、知財をめぐる主導権争いの真っ最中なのです」



ヘンリー幸田（へんりー こうだ）氏
学習院大学理学部化学科、明治大学法学部卒業。ペッパード・ダイニング大学ロースクール特別課程修了。77年から07年にかけてコーダ・アンドローラ法律事務所所長、07年から10年はクイン・エマニュエル法律事務所パートナーを務めた。国際知財訴訟を専門に担当。著書に『米国特許法逐条解説』、『米国特許訴訟侵害論』（発明協会）、『米国特許法研究』（アイエルエス出版）、『なぜ、日本の知財は儲からない』（レクシスネクシス・ジャパン）他多数。

す。中国も知財立国を標榜し、70万件の特許出願数と同じ数の実用新案、意匠権を合わせた「200万件政策」を実施。政府方針として企業への援助を行っており、実績はそれを上回ると言われています。米国も回復基調で、低迷しているのは日本だけといえる状況です。

多くの日本人は、まだ「コピー商品の横行や、品質に難がある中国製品は恐るるに足りない」と思っているかも知れませんが、私は違うと考えています。日本が半世紀前にたどった成長の道と同じく、特許の量と質は深い関係にあるからです。

特許は東で流通する時代に

グローバル経済の世界において、知財はまるで、血液の役目を果たしていると言えます。

80年代後半から90年代は「パテント・マフィアの時代」でした。特許を持つ個人の発明家と弁護士が組んで企業相手に訴訟を仕掛け、高額な損害賠償やライセンス料を獲得しました。そこに加わったのが投資家です。それまで不動産と証券しかなかった投資に、新しい対象が生まれたのです。

ジェファースンが築いた知財立国

アメリカの歴史は、そのまま知財の歴史です。国家として独立し、合衆国憲法が制定されたのは1787年、すでに条文中に特許保護の条項が盛り込まれ、特許法はその3年後の1790年に成立しています。第3代大統領のトーマス・ジェファースンはクリエイティブイアブルな人物で、「新しい国の力には強い特許が必要だ」と確信。特許制度を設計するだけでなく、自ら審査官の役目までを果たしました。第16代大統領のエブラハム・リンカーンも強い特許制度を訴えたことで、米国に「第一期プロパテント時代」が訪れます。これに強い影響を受けたのがトーマス・エジソンやグラハム・ベルなどの発明家で、アメリカは次々に技術革新を実現させ、独自の産業革命を実現させます。

しかし、1929年世界大恐慌によって独占禁止法が強化され、アメリカは「アンチ・パテントの時代」を迎えます。談合で大企業の独占が長期化し、研究・生産が空洞化したためです。第二次大戦後、そのすき間を埋め、高度経済成長を果たした

のが日本で、後に深刻な貿易摩擦を招くこととなります。

米国の復権は83年、ロナルド・レーガン大統領がジョン・ヤング氏（当時のヒューレット・パッド社長）を委員長に迎えた「産業競争力についての大統領委員会」で特許制度の強化・整備を提言。これをまとめた「ヤング・レポート」によって、米国の知財分野は大きく活性化。「ハードからソフトへの転換」が謳われたこの大方針により、米国は復活を遂げたのです。

新興国も迎えた「知財の目覚め」

今、知財をめぐる、世界的な変化が起きています。経済の価値基準までもがハードからソフトに移行したためです。米国経済を動かしている大企業は、すでにものづくりをしていません。産業構造は日本・米国・欧州の三極から新興国の台頭へと変化。今、中国・韓国・台湾・インドなどの国々が「知財の目覚め」の時代を迎えているのです。

一方で、日本の凋落ぶりは目を覆うものがあります。95年、圧倒的な特許出願数を誇った日本は、06年に米国、10年には中国に追い抜かれま

資本が大きくなったパテント・マフィアは「パテント・トロール」に変質。今ではNPEと呼ばれる特許保有会社となり、600社ほどを数えるに至りました。金融機関がプロデューサーとなって、弁護士、技術者、経済学者、心理学者をまとめ上げる「プロ集団」なのです。

今や、「特許の束」を組み合わせたパテント・ポートフォリオが知財取引の中心です。アップル対グーグルの特許権取得競争のように、本当にほしい特許の一点買いは困難で、束で買う傾向が顕著です。ライバルと特許の束の争奪戦を繰り広げるといのが、特許市場の現状です。取引は大型化され、投資商品としての知財にますます魅力が出てきています。

「世界特許法」をいらないで欧米諸国が主導権争い

12年、米国特許法が改正されました。日本としては注意が必要です。そのポイントには、米国独特の制度だった先発主義から、ほとんどの国が採用している先願主義への転換です。その目的は果たして何なのでしょうか？

米国は、数十年後には「世界特許

法が実現する」と考えて動いていきます。法律を世界標準化するグローバル化の動きの中で、特許法分野では米国式と欧州式が対立していましたが、欧州特許法は、すでに22ヶ国が参加するグローバルに近いものですが、アメリカはそれに方式を合わせて対抗することで、主導権奪還を狙っているというわけです。

ひるがえって日本の状況を見ますと、特許をまるで不労所得扱いして、悪者扱いする風潮が残っており、社会の理解はまだまだです。しかし、「特許のない世界は経済発展しない」のも、また事実なのです。

日本企業の特許の取り方は、製品開発に即した「分散型」でした。事業会社同士の競争ならそれでいいのですが、関連する特許を束にすることで価値を高める世界の潮流には、それはもう馴染みません。特許権を行使する攻撃型に戦略を組み変える必要があるのです。

新しい日本の特許戦略には、特許の評価を瞬時に割り出せる金融専門家の関与も不可欠です。世界的な知財争奪戦に対抗するため、日本も知財取引を活性化させ、各企業に隠れている知財を活用すべき時が来ているのだと思います。

「ものづくり神話から早く脱却し、知財立国への転換を」



玉井克哉（たまい かつや）氏
1983年東京大学法学部卒業、同学部助手。88年学習院大学法学部助教授、90年東京大学法学部助教授。97年より現職。89～92年、マックス・プランク知的財産法研究所（ミュンヘン）客員研究員、99～2000年、ジョージ・ワシントン大学客員研究員兼連邦巡回区合衆国控訴裁判所客員研究員（ワシントンDC）。05年より政策研究大学院大学客員教授。08～13年、慶應義塾大学特別招聘教授。12年より日本音楽著作権協会理事。13年弁護士登録（第一東京弁護士会）。

立ち後れている日本の知財戦略

我が国の知財戦略は、02年の小泉政権施政方針演説「知的財産立国」に従って発足した知的財産戦略会議の提言が基礎となっています。このルーツをたどると、96年から特許庁長官を務め、その後も一貫して知財分野のオピニオンリーダーを務めた

続く90年代は、特許の拡大解釈の時代となりました。「有用で、具体的で、目に見える成果があるもの」でも特許になる」として、ポットフォリオの対象になりました。たとえばチップ1個の特許権侵害について、製品全体の市場価値を基に損害額を算出するパンドニット基準の適用で賠償認定額がふくれ上がったのは、その一例です。

しかし今、合衆国最高裁が「逆風」を吹かせています。知財に疎い最高裁は、少しおかしな判決も連発しました。「自然法則は保護の対象にならない」という原則は正しいのですが、それを突き詰めると、特許の対象となる範囲がごく狭くなります。一連の判決がすでに製薬や新素材の知財化に悪影響を与えており、「修正しすぎ」との指摘があります。

荒井寿光氏の働きが大きいがわかります。

同氏の提言に基づいて知財戦略会議や知的財産基本法が作られました。知財専門裁判所の創設は中途半端でしたし、ADR機関の機能強化、知財ロススクールなど、実現に至らなかった施策も多く、司法分野での立ち後れが目立ちます。

米国では知財政策の形成に裁判所が深く関与していますが、従来、日本の司法において知財は一段下に置かれていました。知財改革は01年の司法改革の目玉にもなりましたが、その過程では、強く抵抗する学者などと激しい議論になった経緯もあります。結局、最高裁判所が優れた裁判官を知財担当に据えることで、知財のヒエラルキーが高まり、政策決定を後押ししたといえます。

知財訴訟に限りませんが、日本の裁判は先例主義が強く、法理論としては精緻で事実認定が詳細な反面、大胆さが足りません。そのため日本の判例が国際的なビジネスをリードしているとはいえず、高額の損害賠償を命ずる判決も少ないため、政策性に乏しいのが現状です。

このように、我が国の知財戦略はなかなか進展しない現状が続いてい

東京は「知財首都」になれるのか

グローバル化が進む中で、知財そのものを作り出す国と、知財が流通し、ハブの役割を担う国の役割分担がおぼろげに見えてきました。しかし、「知財首都」の役割を東京が担えるのかといえば、非常に微妙です。今、その地位を、北京やシンガポールが虎視眈々と狙っています。猶予はありません。

しかし、我が国では最近、「反知的独占」を気取る、憂うべき風潮も目につきます。それを許している間は、知財立国への転換はまず不可能といえるでしょう。

知財立国の過去・現在・未来

——日本が知財立国に変わるためには

米国の知財立国化は1973年カリフォルニアでの、ある実験が画期となった。知を国富に変えるシステムは、「長い21世紀」を生き抜く切り札になるのだが、日本の知財戦略がうまくいかないのはなぜなのか。大学と国家戦略、そして司法の病理をえぐる。

玉井克哉

東京大学先端科学技術研究センター教授



知識経済は大学で生まれた

歴史学で「短い20世紀」と呼ばれた（エリック・ホブズボーム『極端な時代』）20世紀経済は、科学と技術の一体化がもたらした急速に進んだ時代です。しかし、それを利便して第二次大戦に勝利した米国とソ連は、1970年代にかたやベトナム戦争の敗戦、かたや共産主義の行き詰まりと停滞の局面を迎え、自信喪失状態となっていました。

そんな米国の産業に、新しい息吹が生まれます。73年にスタンフォード大学で「コーエン、バーグ、ボイヤーによる遺伝子工学実験」が行われたのです。今で言うバイオテクノロジーの先駆けとなる革新的な実験だったのですが、これを知った投資家ロバート・スワソンが、共同研究者のひとりハーバート・ボイヤーに働きかけて作った会社が、ジェネテック（現在はロシユの完全子会社）で、今世紀までに時価総額10兆円を誇るバイオベンチャー企業に成長したのです。

ここから研究と投資を組み合わせ、研究の成果を知財とする「知識経済」のモデルが生まれました。科

学技術の振興には、個性的な発想をもつ人が、市場を利用しながら起業することが適している。「長い21世紀」の産業構造の誕生です。

これを受けて80年代の米国は、ヘンリー・幸田氏が紹介されたように、プロパテント政策推進に舵を切りました。知財を利用したら先に敬意を払い、ライセンス料を払わなければならない。米国はこの考え方を振りかざし、他国にも是正を求めます。守らない国は、コストをかけずに米国と競争しているのだから不正な貿易をしているのだ、と迫る。そのようにして米国は自国の知的財産権を守ってきました。TPPもまた、その延長にあるのです。

ジェネテックにならない、大学が生み出す知を収益化させてきたのも、米国の知財政策の特徴です。

20世紀は政府が大学に大規模に資金を投入し、生み出された知識は公財とされ、企業は無料でそれらを使いしました。しかし、80年にバイ・ドール法が制定された後の21世紀の大学では、生み出された知識を直接「知財」として特許権や営業秘密に変え、これらをライセンスすることで、企業から、より大きな収益を得るようになったのです。

米国知財訴訟の最新トレンド

eディスカバリの行き過ぎを修正する、モデル・オーダーとは

非常に広範囲なデータを探索・開示しなければならず、米国企業からも批判の多いeディスカバリ。開示情報を制限し、訴訟費用の転嫁を視野に入れた新制度「モデル・オーダー」は、訴訟正常化の切り札になるか。

大平恵美

DSA Legal Solutions, Professional Corporation 代表取締役社長
カリフォルニア州弁護士・日本弁理士



米国企業にも負担が大きいeディスカバリ

まず、eディスカバリの仕組みを概観しておきましょう。訴えが起さるれ、訴状が被告に送達された時点から起算して120日以内に、裁判所がeディスカバリの最終期限を定める「スケジューリングオーダー」に従って、当事者間協議 (Meet & Confer) から正式な当事者間の交渉が始まります。この当事者間協議でeディスカバリの対象となる検索キーワードの指定や、誰をeディスカバリの対象にするか (カスタディア) などを決めます。これは非常に重要な手続で、ここで原告と被告の戦いの火ぶたが切つて落とされると言っても過言ではありません。さらにここから、トライアル開始30日前までに特定の事項について開示しなければならぬとされています。

eディスカバリ軽減策としてのモデル・オーダー

米国の民事訴訟におけるeディスカバリ (証拠開示) は日本の裁判手続に存在しないために、日本企業にとつて「つまづきの石」になっています。コスト高になつたり、訴訟がうまく展開できないなど「鬼門」扱

いにされているのが現状でしょう。しかし実は、その認識は米国企業も同じように持つており、特許権侵害訴訟においては、eディスカバリによって開示された電子データの0.0074%しか実際に使われていないという調査結果が出されるなど、批判が高まっています。そこで2011年、米国連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) のリーダー首席判事が、特許訴訟におけるeディスカバリコストの削減策として、「モデル・オーダー (Model Order regarding e-discovery in patent cases)」を提言したのです。

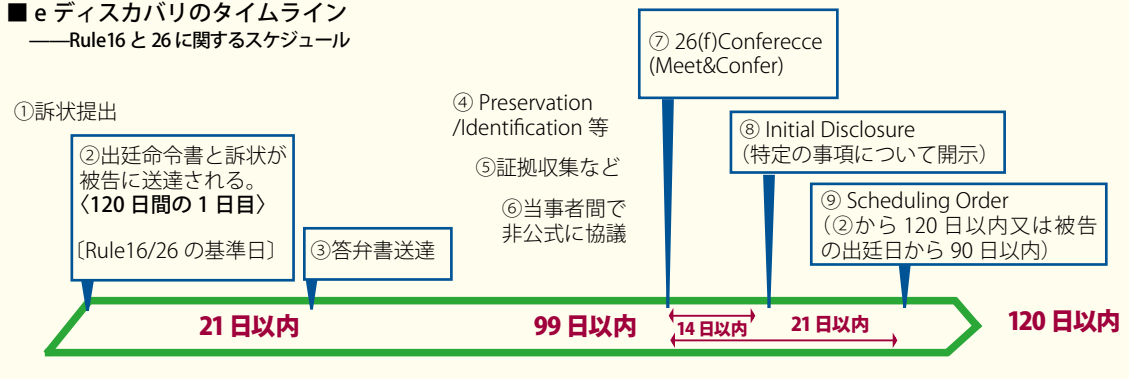
モデル・オーダーの主な施策のひとつは、強制的なコストシフティング (費用負担の転嫁) です。米国連邦民事訴訟規則にはコストシフティングに関する規定はありませんが、ほとんど適用されておらず、一方でeディスカバリの費用が非常に高額になつている現状がありました。そこで、このコストシフティングを強制的に適用し、eディスカバリの費用の高額化に歯止めをかけようという施策が導入されたのです。

モデル・オーダーの例としては、カスタディアンを5人に減らし、それを超える分は相手方にコスト負担させたり、検索のサーチャームも5人限定しました。

モデル・オーダーの提案後、実際に行われた訴訟では、当事者が20のカストディアンと20サーチャームを提案したのに対し、判事は電子メールのサーチャームについては5人のカストディアン、10サーチャームに限定し、「正当な理由なしに、カスタディアンとサーチャームの数を増やすことはできない」と言明しました。さらに質問状、自白要求、証言録取の人数等についても規制を行っていました。

また、別のケース (Intravital Inc. v. Fujitsu Ltd.) ではモデル・オーダーをそのまま採用し、裁判官はコストシフティングにまで言及しています。このほかカリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所、NPE訴訟が一番多いデラウェア州地方裁判所、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所などで活用され、さらに広がりを見せています。

eディスカバリのタイムライン —Rule16と26に関するスケジュール



つまで絞り、それ以上は原告がその費用を負担するなどという取り決めがあります。キーワードが多いと訴訟の争点がぼやけるため、争点の絞り込みに役立つのです。リーダー首席判事が所属するCAFC自体は連邦巡回控訴裁判所ですので、自らの法廷でeディスカバリ手続を監督するわけではありません。採用するかどうかは、実際にeディスカバリを行う各地の連邦地方裁判所の裁量に任されていますが、採用する裁判所が次々に増えているのが現状です。テキサス州東部地区連邦地方裁判所は、モデル・オーダーに修正を加えた独自のガイドラインを制定。データの開示について、例えば開示データはTIF形式のファイルで行うことや、テキストが検索できるようなデータを開示する必要はないなど、かなり詳細に言及されています。さらに、バックアップデータの復元不要、モバイルデバイスは対象にしないなど、eディスカバリの手続において当事者の負担が軽くなるような配慮をしています。実際に訴訟を担当した予備判事が、モデル・オーダーを採用した訴訟指揮について電子媒体の法律雑誌に論文を寄稿するなど、この新しい手法の普及を意識した、積極的な姿勢も目立ちます。

裁判所によって異なるモデル・オーダー

しかし、モデル・オーダーの実行にはハードルもあります。eディスカバリは基本的に当事者の協議で行われる手続ですので、モデル・オーダーを適用するには当事者間の合意が必要になります。合意に至らなければ裁判所の命令を仰ぐことになり、訴訟代理人の弁護士は自分の手を縛る方策を嫌いますので、なかなか合意に至らないという問題も浮かび上がっています。

このように、モデル・オーダーは裁判官のリーダーシップで導入が進められていますが、各地の裁判所における導入例を簡単に紹介しましょう。裁判所によっては、リーダー首席判事の提案と異なる方式を採っているところもあります。テキサス州東部地区連邦地方裁判所では、コストシフティングについては直接言及せず、現行の連邦民事訴訟規則26条の規定で足りるとし、訴訟規則26条の規定で足りるとし、モデル・オーダーと同様に検索キーワード数等について制限を加えています。電子メールの開示要求について、1開示について8人のカストディアンに限定、1人のカストディアンについて10サーチャームまでに

モデル・オーダーが、今後、NPE訴訟にどのような影響を与えるのかはまだ未知数ですが、これらは裁判所からの「適正な訴訟行動を」両当事者は協力し合つて」という、訴訟の秩序に関する強いメッセージであることは間違いありません。

AOSリーガルテック製品・ソリューションのご紹介



FinalForensics フォレンジックツール

「FinalForensics」は、強力なデータ復元機能を備え、データ保全、復元、分析・検索を行い分析レポートを作成するパソコン用のフォレンジックツールです。削除されたメール、写真、データベースなどを復元して証拠データを検出します。

- データ保全…ディスクイメージ作成時にハッシュ値を取得。メモリダンプ機能つき。
- データ復元…削除ファイル、削除メール、損傷パーティション、データベースやMicrosoft Office ファイル、RAID データの復元などに対応。
- データ分析・検索…ディレクトリ、タイムライン、ファイル名、特定キーワードによる検索など。



Finaldata Professional 警察庁特別版 データ復旧ツール

警察機関向けに開発されたデータ復元ソフトです。断片化されたファイルの復元、FAT エディタ、過去に閲覧した Web サイトを確認する URL ビューアなど、犯罪捜査のプロフェッショナル向けの機能を搭載しています。

- セクタイメージの作成・読み込み
- クラスターのファイル解析
- 多様なメディアに対応
- 断片化したファイルの復元機能など、強力な解析・復元機能を実装。



Catalyst CR e ディスカバリツール

膨大なメールやドキュメントをグリッド上で高速で検索して閲覧できる、電子データの証拠開示支援システムです。国際訴訟や不祥事調査、コンプライアンス違反調査などに迅速に対応できる証拠開示プラットフォームです。

- ドキュメント処理…何百万単位の大量のドキュメントを1秒未満で処理できる150台以上の並列サーバグリッドを用意。70を超える言語をサポートし、翻訳アシスト機能で複数言語による同じ文章の検索が可能。
- 検索・編集・分析機能が充実。
- レビュー・制作・共有のための、ディスカバリ作業支援機能も充実。



Nuix Forensic Desktop フォレンジックツール

電子メールのやり取りを視覚的に表示し、誰と誰により、どんなやり取りがあったかを解析できる証拠データ調査ツールです。充実した検索機能で目的のメールを的確に探し出すことができます。

- メールの分析…メールの内容や量の大小などメールのやり取りから読み取れる関係性を視覚的に表示。複雑な検索条件を設定することで、必要なメールデータを高速検索可能。
- さまざまなメール形式をサポート…各種のOSや、過去から現在に至るまでの多様なメール形式を網羅し、どんなメールでも読み取り可能。



EnCase Forensic フォレンジックツール

海外で広く使われているパソコン調査ツールです。さまざまなデバイスからデータを取得し、調査結果をレポートします。ファイルの復元・ディスクコピー、多言語対応、ビューワ機能、マルチ OS 対応。



FTK4 フォレンジックツール

フォレンジックソフトウェアのリーディングカンパニー Access Data 社のフォレンジックツールです。初心者にも使いやすいデータ分類、解析、暗号解読、メール検索などの多機能を統合パッケージで提供します。



Demi デュプリケータ ハードディスク保全ツール

証拠となるハードディスクの調査を行うために、調査媒体となるハードディスクをオリジナルと同一であることを保証できる形で高速でコピーする証拠保全ツールです。



リーガルテクノロジー・ツール 最新事情

——訴訟やフォレンジック調査の頼もしい味方

デジタル・フォレンジックの実際とは？

なぜ、証拠性が担保できるのか？

その原理からさまざまなツール、

万一でも慌てないスムーズな対応の秘訣まで、
百戦錬磨のフォレンジック専門家が指南する。

藤本隆三

AOSリーガルテック株式会社 調査官

必要なデータを見つけ出す デジタル・フォレンジック技術

私たちが手がけるデジタル・フォレンジックは、訴訟や犯罪捜査のため必要なデータや不正アクセスの痕跡などを収集・分析し、証拠として使える法的な裏付けをもって提供されるもので、実際には企業が日々生み出す膨大な電子データの中から目的の証拠を見つけ出すのです。

e デイスカバリでは、関係する特定のフォルダやファイルのコピー（論理コピー）し、キーワード検索やフィルタリングを行って関連するデータを絞り込みます。一方、犯罪捜査などフォレンジック調査では、消去されたデータを探すことを要求されるため、削除されたファイルを含めてハードディスクのすべてのデータをコピー（物理コピー）します。削除操作が行われたデータも、ハードディスクの構造上、上書きされるまで残っていることが多いため、全セクターをコピーした上でわずかなデータの痕跡を追跡、証拠と

して確認できる状態まで復元していくのです。実際の作業は、依頼を受けた会社にお邪魔してディスクのコピーを取ることから始まりますが、セキュリティの厳しさがかえって作業を妨げることもあります。一刻を争うフォレンジック作業では、各種データへのアクセスへの社内手続完了を待たなければならないケースも多いのです。そこで、有事にスムーズな調査を行うために我々が提案しているのは、ログ管理ソフトを事前導入し、データ防衛上必要なサーバへの接続制限と迅速なフォレンジックを両立させることです。

開示対象となる情報をもつかスタディアンは、企業の中で責任ある地位にあつたり、転勤が頻繁で接触のタイミングがとれなかったり、異動後にパソコンも後任者に引き継がれていることも多く、そうすると目指すデータの取り出しは困難を極めます。しかし、ログ管理ソフトを事前導入しておくことで、データの痕跡がひとめでわかり、追跡と復元が容易になるのです。

さまざまなツールを使い分け 砂浜で一粒の砂を探す

フォレンジックツールは、フリーウェアを含めてさまざまなものがあり、目的に合わせて使い分けられます。当社が提供する分析ツール「ファインナルフォレンジック」は、警察や検察庁などで利用されている強力なツールで、ワンクリックでハードディスクに散在するドキュメントファイルだけをまとめて見たり、リストアップだけで一覧することも可能です。また、生成・削除データを時系列で分析し、指定の年月日、時間帯にアクセスして作られたファイルを探することも可能です。

藤本隆三（ふじもと たかみ）氏
航空自衛隊にて兵器システムに係わるソフトウェア維持及び教育部門に所属。その後、統合幕僚監部に移り、情報通信部門に所属。現在は AOSリーガルテック株式会社にて、調査官として e ディスカバリやフォレンジックの業務に従事。